令和 8 年度 ICT 施工に関する基準類の改定について

国土交通省 大臣官房 参事官（イノベーション）グループ 施工企画室

1. はじめに

国土交通省では，建設現場の生産性向上を目的として，平成 28 年度より ICT 建設機械や無人航空機（UAV）等を活用した ICT 施工や設計・施工におけるデジタル技術の積極的活用などを柱とする「i-Construction」の取組を進めてきた。

i-Construction の開始以降，社会資本整備を取り巻く状況は大きく変化しており，今後さらに生産年齢人口の減少が進んだ場合，将来にわたり社会資本の整備・維持管理といった国民生活に不可欠なサービスを提供し続けていくには，デジタル技術やデータの活用により，建設産業の仕事のあり方そのものを変革する必要がある。

そこで，従来の 3 K（きつい，汚い，危険）といった建設業のイメージを新 4 K（給与が良い，休暇がとれる，希望が持てる，かっこいい）といった魅力ある職場に改善することで担い手を確保することを目指す。

また，令和 6 年 4 月に発表した，更なる抜本的な建設現場の省人化対策を示す「i-Construction 2.0」に基づく「施工のオートメーション化」，「データ連携のオートメーション化」，「施工管理のオートメーション化」に取り組むことで，建設現場のオートメーション化の実現を目指す。

本稿では，i-Construction の取組のうち，建設現場における調査・測量・設計・施工・検査等のあらゆる建設生産プロセスにおいてデジタル技術を活用することで施工の効率化を図り建設現場の生産性向上を目指す「ICT 施工」の積算基準及び関係する基準類の改定内容について紹介する。

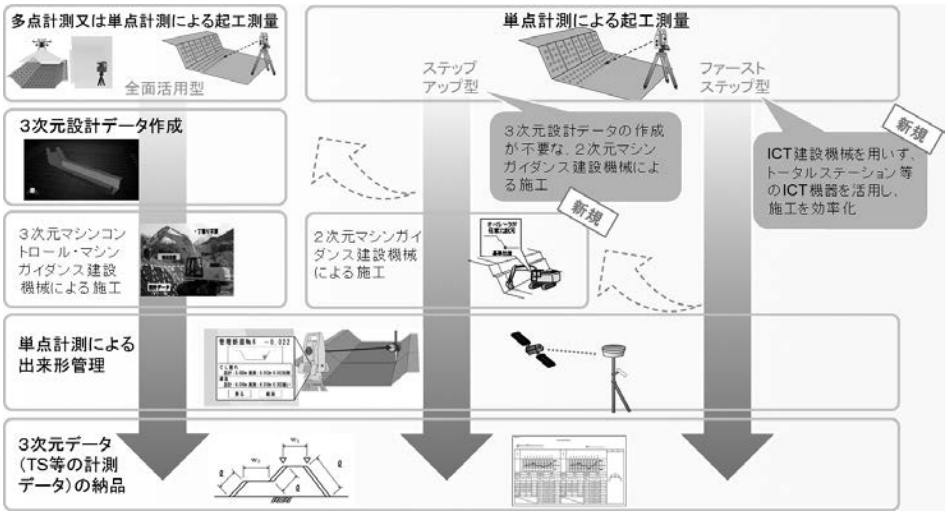
2. ICT 施工積算基準の改定

(1) 導入型 ICT 活用工事の導入

国土交通省では，ICT 施工の普及促進に向けて，平成 28 年度の ICT 土工に始まり，順次 ICT 対象工種の基準類の整備を進めてきた。

その結果，ICT 施工の実施率は年々増加しており，令和 6 年度には ICT 活用工事として公告した直轄工事のうち，約 89% で ICT 施工が実施されている。一方で，地域を基盤とする C，D 等級の中小建設企業に目を向けると，ICT 施工を経験した企業の割合は，受注企業の約 6 割にとどまっている。

こうした状況の中，ICT 施工未経験企業や地方自治体工事を主に受注している企業への ICT 技術の導入を促すため，小規模工事を対象に，これまでハードルが高かった 3 次元建設機械による施工に，2 次元建設機械による施工など簡易な ICT 技術活用を加え「導入型 ICT 活用工事」と



図－1　導入型 ICT 活用工事の概要

した要領を新たに整備した（図－1）。

これにより，工事内容に応じてオーバースペックにならない最適な技術を選択することで生産性向上を図るとともに，ICT 技術の有効性や利便性に触れていただくことで，将来的な 3 次元建設機械の活用等のステップアップにつながることも期待している。

3. 直轄工事における ICT 施工の原則化

ICT 施工の普及状況を踏まえ，一定程度の実績が確認されている工種については，発注者指定型に移行することで ICT 施工の原則化を進めている。

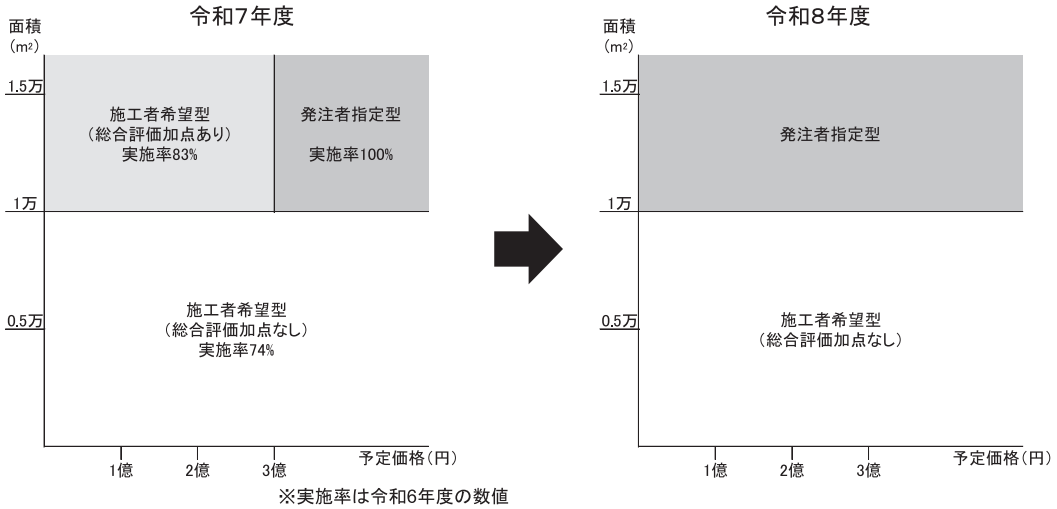
令和 7 年度からは，実施率の高い ICT 土工及び ICT 河川浚渫工について，これまで施工者希望型で実施していた部分を発注者指定型に移行することで ICT 施工の原則化を図ったところである。

令和 8 年度からは，次の工種について新たに ICT 施工の原則化を図ることとした。

(1) ICT 舗装工の原則化

ICT 舗装工については，令和 6 年度末における実施率が約 75% となっており，特に舗装面積が 1 万 m² 以上の工事においては，約 89% で ICT 施工が実施されている（図－2）。

このことから，原則化へ向けた措置として，舗



※実施率は令和6年度の数値

図－2　ICT 舗装工の原則化イメージ

装面積が1万 m² 以上の工事を対象に，これまで施工者希望型で実施していた部分を発注者指定型に移行することとした。

⑵ ICT 地盤改良工の原則化

ICT 地盤改良工のうち，中層混合処理工及びスラリー攪拌工については，令和6年度末における実施率が約 93%，約 83% と高い水準に達している（図－3）。

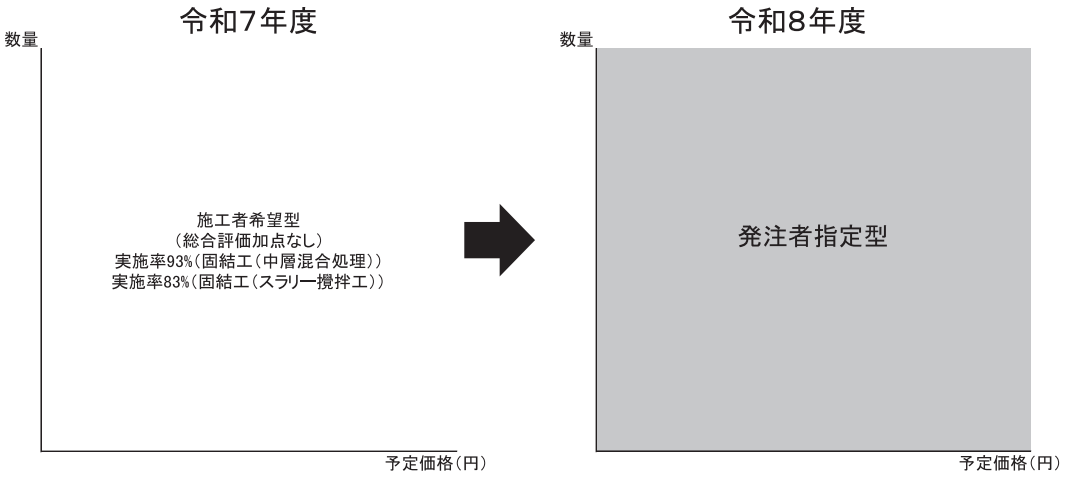
このことから，施工者希望型で実施していた部分を発注者指定型に移行することで，ICT 施工の原則化を図ることとした。

なお，その他の ICT 施工対象工種についても，今後，取組状況を確認しながら原則化に向けた検討を進めていく。

4. おわりに

平成 28 年度から取組を開始した ICT 施工は，着実に普及が進んできている。一方で，新しい技術がどんどん開発されていく中で，有益な技術活用に則した基準類の制定や改定を行う必要がある。

引き続き現場実態を把握することで適切な積算基準及び基準類の整備し，建設現場の更なる生産性向上，省人化につなげてまいりたい。



図－3 ICT 地盤改良工の原則化イメージ